

## 平成20年度給与改定（第2回）団体交渉

1. 日 時 2008年5月20日（火）10時47分から10時55分

2. 場 所 東京区政会館201会議室

3. 出席者

区長会：

水島副区長会会長（豊島区）、山田副区長会副会長（北区）、  
田中副区長会副会長（墨田区）、高橋副区長（中央区）、  
小祝副区長（文京区）、佐々木副区長（目黒区）、安井副区長（板橋区）、  
高崎副区長（江戸川区）、鎌形副管理者（特人厚）、  
山崎総務部長会会長（江戸川区）、布施総務部長会副会長（新宿区）、  
小林人事企画部長（特人厚）、  
荒牧調査課長（特人厚）、中田勤労課長（特人厚）

清掃労組：

西川委員長、金澤副委員長、大島書記長、染書記次長、瀬瀬組織部長、  
野崎共闘部長、大和田賃金部長、吉田現業部長、木川教宣部長、  
宮崎中執、有田中執、岡沢中執、坂本中執、志村中執、恵良中執、  
鈴木中執、平田中執、斉藤中執、川内谷中執、洞下中執、渡辺中執、  
佐久間中執、張替中執、山崎(努)中執、横須賀中執、秋元中執、  
篠田中執、杉田中執

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

平成20年度の勸奨退職特例措置について、提案をいたします。

本案は、人事の刷新及び職員構成の適正化をより一層図るため、勸奨退職要件の緩和と早期退職者割増率の特例措置の設定を行うものであります。

まず、勸奨退職要件の特例につきましても、現行の要件に「年齢50歳以上55歳未満で、勤続年数20年以上25年未満の者」及び「年齢45歳以上50歳未満で、勤続20年以上の者」を加えることといたします。

次に、早期退職者割増率の特例につきましては、現行の2%の割増率を3%といたします。

詳細は別紙（案）のとおりです。

各特別区の職員構成等に差異があることから、当該特例措置の実施につきましては、各特別区の判断によることとしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

私の方からは、以上です。

〈清掃労組〉

只今、皆さんから2008年度の勧奨退職特例措置の実施の提案を受けました。

別紙（案）に示されている、特例措置の内容の（1）勧奨退職要件の特例（2）早期退職者割増率の特例については、昨年度と同様の取扱いであると認識していますが、それでよろしいか。

また、勧奨退職特例措置の目的が冒頭の「人事の刷新及び職員構成の適正化をより一層図るため」とありますが、その目的のために各区において退職の強要などが無いことを求め、本日提案された内容については了解します。

〈当局〉

平成20年度の勧奨退職特例措置について、ご了解いただきありがとうございます。

今後は、各特別区が、それぞれの実情を踏まえて対応いたします。

以上

## 平成20年度勸奨退職特例措置の実施について(案)

### 1 趣旨

人事の刷新及び職員構成の適正化をより一層図るため、勸奨退職制度の特例措置を実施する。  
なお本年度の実施については、昨年度と同様、特例措置が必要と認める区において実施するものとする。

### 2 特例措置の内容

#### (1) 勸奨退職要件の特例

- ①年齢50歳以上55歳未満で、勤続年数20年以上25年未満の者
- ②年齢45歳以上50歳未満で、勤続年数20年以上の者

#### (2) 早期退職者割増率の特例

特例割増率を3%とする。(年齢50歳以上で勤続25年以上の者)

### 3 実施時期

平成20年度中において、各区の判断により必要と認める期間に実施する。

### 4 参考

#### (1) 勸奨退職要件の本則

- ①年齢55歳以上58歳未満で、勤続年数20年以上の者
- ②年齢50歳以上55歳未満で、勤続年数25年以上の者

#### (2) 早期退職者割増率の本則

割増率を2%とする。(年齢50歳以上で勤続25年以上の者)